

10月1日から2次公募開始しています！

経営資源引継ぎ補助金

<経営資源引継ぎ補助金とは>

新型コロナウイルス感染症等の影響で廃業が懸念される中小企業の経営資源の引継ぎを促進し、我が国経済の活性化を図るために、経営資源引継ぎ補助金では事業再編・事業統合等に伴う経費の一部が補助されます。

制度のポイント

POINT
1

中小企業者間の事業再編・事業統合等に伴い発生する経費の一部を対象に交付される補助金です。支援内容は「経営資源の引継ぎを促すための支援」と「経営資源の引継ぎを実現させるための支援」に分かれています。

POINT
2

経営資源を譲り渡す「売り手」と経営資源を譲り受ける「買い手」の双方を、「売り手支援型」と「買い手支援型」として支援しています。
売り手支援型の場合、経営資源引継ぎに係る経費と合わせて廃業に係る経費も補助対象となります。

POINT
3

経営資源の引継ぎ形態によって補助対象者が異なります。基本的に承継者・被承継者が対象ですが、売り手支援型での株式譲渡の場合は、対象会社やその支配株主が補助対象となる場合があります。

POINT
4

交付決定の通知から補助事業期間内に経営資源引継ぎを実施し、実績報告書を提出します。
事務局による確定検査が実施された後に、補助金が交付されます。

申請類型と補助額

類型	補助上限額	補助率	対象経費
I型(買い手支援)	200万円	2/3	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料
II型(売り手支援)	200万円 (+廃業費用450万円)	2/3	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料 (廃業費用) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

申請スケジュール

